

第 42 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2014 年 12 月 6 日 発 行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

- |                                    |                        |                           |
|------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 1. 大阪大学長期非常勤職員大量解雇阻止裁判のご支援を p. 1-2 | 2. 関西大学との定期交渉に向けて p. 2 | 3. 立命館大学との定期交渉に向けて p. 2-3 |
| 4. 甲南大学との定期交渉 p. 3                 | 5. 冬季カンパのお願い p. 4      |                           |

## 大阪大学 長期非常勤職員 大量解雇阻止裁判のご支援を!!

11 月 6 日、関西単一労組阪大分会の石橋組合員は 2015 年 4 月 1 日以降の地位を確認するため大阪大学に対して提訴しました。解雇撤回闘争では、解雇された後に地位確認を求めて提訴するのが一般的でしたが、私たち組合は「事後では回復しがたい重大な損害がある」として将来の地位確認の裁判に取り組みます。

事の発端は 2009 年に突然送りつけられた「お知らせ」です。これまで「当分の間、更新可能年数に制限を設けない」とし、継続雇用されてきた長期非常勤職員を 2015 年 3 月末で雇止め（解雇）することを通知してきたのです。大阪大学は、6 年上限の非常勤職員との「異なる取扱い」を解消するためとその理由を説明しています。大阪大学がつくった「異なる取扱い」の解消が、10 年・20 年と働き続けてきた非常勤職員をクビにする合理的な説明にはなりません。

10 年以上継続雇用されてきた石橋組合員

は、東芝柳町工場事件判決に照らしても、「期間の定めのない契約と実質的に異なる状態」に転化し、無期労働契約と異なる状態であるといえます。したがって、労働契約法 16 条により客観的合理的な理由のない解雇は無効です。また、石橋組合員の仕事は恒常的業務であり、景気の変動による雇用調整の必要がある業務や季節的・臨時的業務ではありません。日立メディコ事件判決に照らしても、2015 年 3 月末雇止め解雇は「大阪大学の事業上やむを得ない理由により人員削減をする必要」に基づくものでないことは明らかです。したがって、石橋組合員は 4 月 1 日以降も大阪大学で働く権利があるのです。

非正規労働者だからというだけで簡単に労働者のクビを切ったり、有期雇用が当然であったりするのが現在の社会状況です。大阪大学は、その社会状況を率先してつくっています。ただ今の職場で働きたい、そんな

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org) (随時)

非正規労働者の切実な思いを実現できる社会に変える一翼を担えればと思っています。みなさん、ご支援・ご協力をお願いします。

なお、第1回公判が次のように決定しました。傍聴等のご支援をよろしくお願いします。

(文責・関西単一労組阪大分会)

第1回裁判公判 日時：12月24日(水)午前11時30分～

場所：大阪地方裁判所 809号法廷 集合時間：11時15分 809号法廷前

## 関西大学との定期交渉に向けて

関西大学との定期交渉が12月11日(木)17時半から関西大学会館で開催されます。昨年の交渉では労働契約法18条にもとづいて5年を超える非常勤講師は無期転換にするとの回答を得ましたが、その後、大学側との話し合いで大学側は「そのように回答していない。」と主張し、残念ながら組合としては一定の譲歩を余儀なくされました。今年の交渉でも、この問題がひとつの焦点になります。

今年の同大学との交渉の最大の獲得目標は賃上げと「賃金の真の一本化」です。同大学は2006年以来、8年も賃上げをしていません。今年は消費税も上がり物価も上昇し生活は悪化しており少しでもアップすべきです。政府も経済団体にベースアップするよう要望しています。また同大学の非常勤給与は給与を一本化した大手私学のなかで、立命館大29,200円、龍谷大学30,000円に比べても低く、同志社大学と比べても出講手当の2,000円を含めると低くなっています。

今年の賃金交渉のもうひとつの課題は「賃金の真の一本化」です。同大学では勤続通算20年以上の人は2006年の賃金の一本化の際の過度的措置として「勤務手当」2,000円が追加支給されており30,800円支払われています。しかし、勤続19年までの人の給与はそれが支払われないため28,800円と低くなっています。昨年の交渉で大学は「勤務手当」を支給している非常勤講師は245人、支給していない人は926人と回答しています。過渡的措置が8年も続いており、そろそろ解消すべきです。組合は2011年に現理事長が専務理事であった時の団体交渉で、次年度給与を500円～1000円引き上げ、「勤務手当」をその分引き下げることで数年後に格差を解消し一本化していく方法はどうかと提案しました。これについて昨年の交渉でも次年度までに検討して回答すると言っており、今年は何としても一本化に向けて前進したいと考えています。(文責・江尻)

## 立命館大学との定期交渉に向けて

立命館大学との定期交渉が12月26日(木)18時半から朱雀キャンパで開催されます。

来年度から茨木キャンパスがオープンします。これに関連して昨年度の団交では、「財政上の困難を理由とする非常勤の雇止めは

行わない。非常勤の減コマ・雇止めなどは純粋に教学上の必要に基づいて行なう」との回答をえました。今回はこの回答を再確認するとともに、来年度の非常勤講師の総コマ数等の変動内容を説明させる予定です。

これ以外の要求項目としては以下のとお

りです。給与を1コマ最低31,000円にすること。改正労働契約法、研究開発力強化法などの具体的な運用を明示すること。専任教員の担当コマ数の増加や、常勤講師・嘱託講師等の導入を原因とする非常勤講師の雇い止め・減コマを行わないこと。派遣・業務委託等のアウトソーシングを導入しないこと。やむをえない理由で雇い止め・減コマが生じる場合には、該当する非常勤講師にたいして早期に十分な説明を行なうこと、など28項目を掲げています。団交結果は次号でお知らせします。

**\*来年度から、交通費の支給方法が変更されます。**

従来の月末ごとの支給をやめて、前期は6月、後期は11月に一括して支給されることになりました。当初、当組合に変更の打診があった時は6月、12月の一括支給という提案だったのですが、組合員に意見を募ったところ、11月にしてもらいたいとの要望があったので、そのことを当局に伝えると早速「11月にする」との回答がきました。交通費支給に関して何らかの要望があれば当組合にご相談ください。 (文責 長澤)

## 甲南大学との定期交渉

甲南大学との定期団交が11月26日に実施されました。①給与明細の毎月の配布、②組合機関紙のメールボックスへの配布や積み置き、組合用掲示板③教室 Wi-Fi 状況の改善、④給与ランク一本化を要求しました。①ですが、メールボックスへの配布もなく、年一度まとめた送付です。これでは交通費などの確認も困難です。大学によると、システム変更にかかる時間が長いと、送付の方向を考えているとのことでした。②ボックスは授業用で、できないとの回答です。しかし専任組合の機関紙配布は認めているのではと指摘、調査を要求。同様に積み置きや掲示板も検討するとのこと。③は共用部では使用可能。教室は有線 LAN を使用してほしいが、更に調査予定。④は勤続年数17年以上の人が1コマ28,800円、12年以上の人は26,800円と差が大きいことに言及、だが大学側はこの差について明確な説明はできませんでした。一本化

が困難なら、ランクを減らすよう求めました。他には⑤担当コマの上限、⑥不開講手当、⑦自然災害などによる休講への補講の強制の件、⑧無料健康診断実施を質問しました。⑤は教育の質の確保という観点から、専任のコマを考慮し、来年度からの新規採用非常勤には原則6コマの上限を設けるとのこと。⑥は現在1か月分ですが、休業補償として6割支払う近大の例もあり、不開講数も少ないなら可能ではとの質問には、調査するとの回答を得ました。⑦は大学設置基準に基づいているので補講は必須であり、時間を工夫して実施するようにとのこと。⑧は現在していないが、実施しても受診する人は多くないので大きな負担にはならないのではと組合が指摘しました。以前とは異なり、調査し検討するという大学側の姿勢は一定の評価ができるのではという印象を受けました。

(文責 須摩)

## 冬期カンパのお願い！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく 11 年目を迎えようとしています。近年、これまでカンパを寄せていただいていた人たちが大学を定年退職となり組合のカンパ額が減少傾向にあります。夏期カンパも例年に比べて少なく組合財政は苦しいものとなっています。組合活動を強化していくには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。

(振替口座は 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」)

## 愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

## 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで (fax 072-695-8031 江尻自宅) で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に  組合員として加入します  賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所 (        -        )

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1 口 1000 円／年 (3 口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 水の午後、木の午後 メール：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

